

中京区選挙管理委員会規程の一部を改正する規程を公布する。

平成28年3月31日

中京区選挙管理委員会委員長 今井 壽一

中京区選挙管理委員会規程第1号

中京区選挙管理委員会規程の一部を改正する規程

中京区選挙管理委員会規程の一部を次のように改正する。

第16条第3項の次に次の1項を加える。

4 地方公務員法第15条の2第1項第5号に規定する標準的な職は、全ての職務につき、次の表の左欄に掲げる職制上の段階に応じ、同表の右欄に掲げるとおりとする。

| 職 制 上 の 段 階 | | 標準的な職 |
|-------------|-------------------------------|---------|
| 1 | 書記長が属する職制上の段階 | 部 長 |
| 2 | 次長が属する職制上の段階 | 課 長 |
| 3 | 課長補佐が属する職制上の段階 | 課 長 補 佐 |
| 4 | 係長が属する職制上の段階 | 係 長 |
| 5 | 主任が属する職制上の段階 | 主 任 |
| 6 | 1の項から5の項までに掲げる職制上の段階以外の職制上の段階 | 係 員 |

第25条中「服務」の右に「、人事評価、標準職務行動」を加える。

附 則

この規程は、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律（平成26年法律第34号）の施行の日から施行する。

(中京区選挙管理委員会事務局)